

日本図書コードの動向

小川光男

はじめに

最近の図書出版量は年を追うごとに著しい増加を続けており、図書関連業界および市場ではその対策に苦慮している。一例としてこの現象を出版年鑑により過去10年間の新刊発行点数のみに絞って調査すると、昭和46年は20,158点であったが昭和55年には27,891点となり、点数の上で7,733点、率にして38.36%の増加になっている。さらに各年の前年比をとってみても、オイルショックの昭和48年に唯一0.1%のマイナスではあったものの、毎年平均3.1%ずつ増加したことになる。こうした出版状況下の取次・書店などの出版市場には、常時新刊本や再販本など約24~25万冊もの図書が流通している。

わが国では、多様な図書流通経路と多種少量生産でありながら量的には非常に龐大であるために、図書の円滑で迅速な流通が阻害されていると言われている。日本図書コードの採用の大きな要因として、こうした図書のおかれた環境を上げることができる。

この間の事情と採用目的については、当コードの設置推進母体である日本図書コード管理委員会（日本書籍協会、日本雑誌協会、取次協会、日本書店組合連合会の出版4団体と国立国会図書館、日本図書館協会、および学識経験者2名の計8名で構成される民間団体）が発行した小冊子「図書コード利用の手引き」¹⁾では、次のように説明されている。

「昭和45年（1970年）から10年間実施している現存の書籍コードは、全出版物の70%と普及しているが、この10年間における内外諸情勢の変化と進展に対応し、さらに将来の出版界の発展のために、現行の書籍コードに

かえて、国際規格コードである I S B N (International Standard Book Number .国際標準図書番号) を主体とする新しい体系に、昭和56年(1981年)から移行し、統一標準化をはかることとした。

全業界の理解と協力により、新しい図書のコード化が進み、ひいては現在の出版界が直面し、要望されている多くの諸問題、すなわち国内的には

- ① 流通の円滑と迅速化の促進
- ② 出版物の流通・販売情報の容易な収集
- ③ 業界で計画されている、出版資料情報センターによる出版情報の一元化と共同利用
- ④ 現行コードの行きづまりへの対策

の基本的手段として、この図書コードを活用しようとするものである。さらに国際的には、最近のわが国出版界の国際化傾向にかんがみ、内外に通用する国際規格コードの採用に踏み切るものである。また図書館界では、この I S B N の普及によって、

- ① 図書の発注、印刷カードの発注
- ② 図書の相互貸借、貸出し記録の作成
- ③ 総合目録の作成

など……………」

従って日本図書コードの採用の主目的は、公的機関として出版資料情報センターを設立して一元的にコードの管理と情報収集・提供を行ない、将来的には情報のオンラインサービスを目指すものであり、I S B N を主体とする統一コードは国際的な運用と情報整理と共同利用・共同機械化を可能とし、流通の合理化を図り、オンライン化を促進する媒体といえる。

上記構想が発表された後今日まで、日本図書コード管理委員会や図書コードの経緯・内容・性格をめぐって出版界はもとより各界においても激しい論議が続いているが、合意の得られないまま昭和56年1月より見切り発車でスタートした。

以下本稿では、日本図書コードの概要の紹介と、出版流通業界と図書館界の反応の様子を大まかに追ってみることにする。

日本図書コードの経緯と構造

日本図書コードは、国際規格コードである I S B N に国内で使用されている書籍コードの一部「分類コード」、それに「定価」を表示するコードを併記表示する形式をとる。

I S B N は、全世界で刊行される図書の流通や出版・書誌情報の伝達の便に資するために図書につける固有番号を意味し、国際レベルでは国際標準図書番号機関（在ベルリン）が、国内レベルではその国の国内標準図書番号機関（わが国では日本図書コード管理委員会）が管理し、そのもとで各出版者が与えるものである。この I S B N は、1966年ベルリンで開催された「図書市場リサーチおよび図書販売合理化に関する第3回国際会議」に於いて始めて論議にのぼり、翌年の1967年には I S O T C 46（国際標準化機構 ドクメンテーション専門委員会）の第11回総会で提案され、1972年に当機関の加盟国により I S O 2108 として承認されるに至った。これに先立ちアメリカでは、1960年に A L A が国内で共通の図書番号を使用するための検討を始め、イギリスでは世界で最初に1967年に実施に移していた経緯がある。現在のところ I S B N を実施している国は、上記の2ヶ国の他、スイス、アイルランド、デンマーク、スウェーデン、西ドイツ、カナダ、オーストラリアなど42ヶ国あり、実施予定ないしは検討中の国も多数ある。

国内に於ける I S B N 採用に至るまでの経緯については、日本図書コード管理委員会実行委員長の青木春雄氏は、出版ニュースに掲載された「日本図書コード導入の意味」と題する小論で、次のように述べている。その内容を要約すると、²⁾

“昭和46年、わが国にも I S B N 導入の呼びかけがあったが、日本独自の書籍コー

ドを昭和45年1月から実施に移したばかりであったため、導入する機会を失った。この書籍コードを導入した頃の状況は、昭和40年前後から大取次・大出版社がコンピュータを利用し始めており、その活用上共通コードが必要となり、取次協会が中心となって推進してきた。その結果、書籍コードが開始された初年度は30%台の普及率であったが、今日では書協調査によると、新刊点数で89%、出回り点数では83%、社数で72%になっている。

だが、この十年間に出版量の増大と多様化が進み、流通機構も複雑多岐になり、少数部出版物が思うように流れないとか、過剰返品がコストを押し上げているとか云うような問題が起きてきた。こうした実例のひとつとして、今日東販や日販など大取次が毎日多数の人手を動員して一枚一枚手作業で処理する注文伝票は1日30万枚とも云われているが、この中の1～2万枚は書名、出版者名、著者名などが不明のため事故伝になってしまっている。この事故伝が流通業務を渋滞させ、読者の要求に答えられない状況を作り出している。

一方、この10年間の新陳代謝をそのまま新規割当てを行ってきたため、コードが割当てられた出版社は5600社に達している。これに官公庁出版物にも割当てを行っていくと満パイになる危険性が生じる。

従って、こうした状況を解決するために新しい統一の商品コードと出版社コードへの改訂を機にISBNを導入し、新しい図書コードの普及を前提として出版情報・資料の収集と公表のサービスをはかる情報センターを設立する。また、テレ・オーダーリングを含む注文情報処理システムを目指すためには、機械読み取りが可能な規格を採用すると云う結論に達した。”

以上のような経緯を年月日を追って整理すると、次のようになる。

昭和45年 1月

書籍コードの導入。

昭和46年

ISO部会長より、ISBNの採用勧告。

昭和51年

国際標準図書番号機関や国立国会図書館から、ISBN導入の勧告や要望をされる。

昭和53年 3月

書協の中の出版開発特別委員会が“出版情報の一元化と出版資料情報センター設立について”を、書協理事会に提言。

昭和53年 8 月

出版関係 4 団体各代表による出版資料情報問題政策委員会が設置される。

昭和53年 9 月

政策委員会に、4 団体によるコード統一専門委員会が設置されて、I S B N のシステム設計が討議される。

昭和53年12月

コード統一専門委員会の審議内容を、「国際コードへの移行について」として、政策委員会へ答申。

昭和54年 6 月

日本図書コードの構造と表示方法の大略が決定。

昭和54年 8 月

国際標準図書番号機関から、国別記号の“4”を割当てられる。

昭和54年10月

コード管理委員会（準備会）が発足し、出版者記号識別部会と、コード運営利用部会の 2 つの部会を設け、具体的作業の開始。

昭和55年 2 月

コード管理委員会が発足し、「図書コード利用の手引」を発表。

昭和55年 3 月

5400 の出版社に対して、出版者記号を通告。（第 1 表参照）

日本図書コード管理委員会主催の書協会員外出版社に対する説明会を開く。

昭和55年 6 月

日本図書館協会主催の説明会が開かれる。

昭和55年 8 月

「出版資料情報センターによるシステム化構想」の発表。

昭和56年 1 月

「日本図書コード」の実施。

第1表 出版者記号の割当て基準

桁数	出版者数	在庫点数	新刊点数
2桁	15者	2,000点以上	600点以上
3桁	220者	300点以上	80点以上
4桁	630者	80点以上	14点以上
5桁	1,300者	5点以下	14点以下
6桁		5桁以下若くは資料不明	
7桁		官公庁ならびに個人出版者	

注：配分関係は、各出版者の在庫点数と最近3年間の新刊点数をもとにして作成された。

次に、このようなプロセスを経て成立した日本図書コードの構造をみてゆくことにする。

- ① I S B N（文字）…英字“I S B N”の4文字
- ② I S B N（数字）…数字10桁

I S B N数字は、次の4つの部分から成り、各部分の間はハイフンを入れて区切る。

- ㉞ 第1部分…国別記号

国別、地理区分別、言語別コードで、国際I S B N機関から割り当てられた番号を使用する。わが国は1桁で“4”である。この桁数は、各国の図書の出版量で決まる。（第2表参照）

- ㉟ 第2部分…出版者記号

国内のI S B N機関（わが国では、日本図書コード管理委員会）によって、各出版者に割り当てられるもので、出版者の図書の出版量により2～7桁の記号が与えられる。

- ㊱ 第3部分…書名記号

出版者が自社の個々の出版物に割り当てる番号で、与える記号の桁数は出版者記号の長さにより異なる。

⑤ 第4部分…チェック数字 (チェックデジット)

ISBNの最後の1桁で、ISBNが正しいか否かを自動的にチ

第2表 国別記号の内容例

国別記号	内 容		備 考
0	英 語 圏	イギリス, オーストラリア, カナダ, ロ ーデシア, 南アフリカ, アメリカ合衆国 ニュージーランド	1 桁
1			
2	フランス語圏	フランス, ベルギー(一部), スイス(一部)	〃
3	ドイツ語圏	西ドイツ, オーストリア, スイス(一部)	〃
4	日本語圏	日本	〃
5	ロシア語圏	ソ連	〃
6			(予備欄)
7			(〃)
(8)	82	ノルウェー	2 桁
	84	スペイン	
	85	ブラジル	
	87	デンマーク	
	88	イタリー	
(9)	90	オランダ語圏 オランダ, ベルギー(一部)	〃
	91	スウェーデン	
	92	ユネスコ	
	951	フィンランド	3 桁
	962	ホンコン	
	963	ハンガリー	
	965	イスラエル	
	968	メキシコ	
	977	エジプト	
	978	ナイジェリア	

チェックするための数字。(第1図注を参照)

③ 分類コード…数字4桁

ISBN数字の次に、光学読取り上スタートを示すCの文字をつけて表示する。数字4桁は次の各コードから構成される。

⑦ 販売対象コード…一桁。千位。

配本、店頭陳列などの流通業務に版元としての販売対象に関する意図(セールスポイント)を明確にするためのコード。(第3表参照)

第3表 販売対象コード

コード	内 容
0	一 般
1	教 養
2	実 用
3	専 門
4	
5	婦 人
6	学 参 I (小・中学生対象)
7	学 参 II (高校生対象)
8	児 童 (中学生以下対象)
9	

第4表 発行形態コード

コード	内 容
0	単 行 本
1	文 庫 本
2	新 書 版
3	全 集・双 書
4	
5	事 ・ 辞 典
6	図 鑑
7	絵 本
8	マ イ ク ロ 点 混 字 合
9	

① 発行形態コード…一桁。百位。

発行形態あるいは形式による分類を表わすコード。(第4表参照)

② 内容コード…2桁。捨位一大分類, 壹位一中分類。(第5表参照)

④ 定価

定価のある出版物には、定価を表示する。表示方法は、分類コード

の次に1字空けて、¥ (円, 定価のスタートマーク) を頭に, 単位を
カンマ
 示す, をつけない数字と, 光学読取りの終りを示すEの文字をつけて
 表示する。

第5表 内容コード

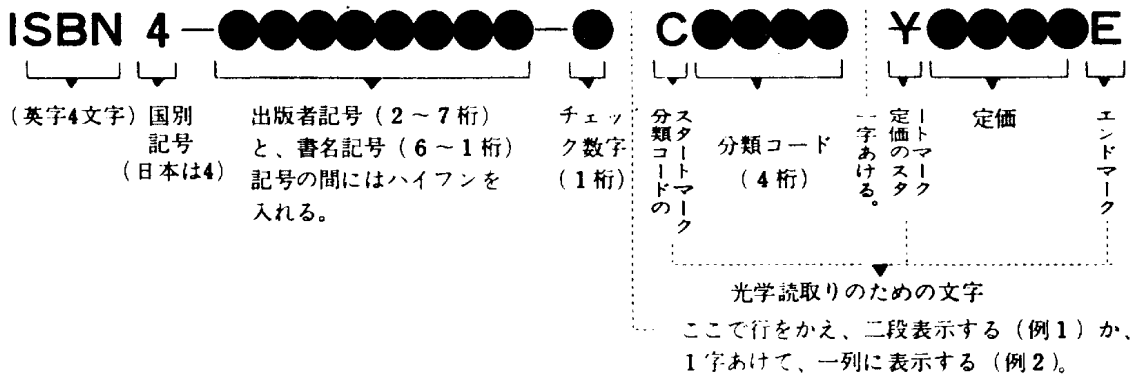
- 内容の主題による分類を表わすコード
- 項目の選定は流通上必要な項目を中心に考えた。
- 日本十進分類法による配列および呼称を参考にした。
- 全集あるいは双書(シリーズ)の場合にも一冊ごとの主題に合わせたコードとする。

(巻位) (拾位) 中分類 大分類		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		0	総記	総記	百 事 典	年 鑑					
1	哲 心 宗 理 学 学 教	哲 学	心 理 (学)	倫 理 (学)		宗 教	仏 教	キ リ ス ト 教			
2	歴 地 史 理	歴 史 総 記	日 本 史	外 國 史	伝 記		地 理	旅 行			
3	社 科 会 学	社 科 総 記	政 治 (含む国 防軍事)	法 律	経 済 財 政 計	経 営		社 会	教 育		民 俗 習 風
4	自 科 然 学	自 科 総 記	数 学	物 理 学	化 学	天 地 文 学	生 物 学		医 学 薬 学		
5	工 工 学 業	工 工 総 記	土 木	建 築	機 械	電 気	電 子 通 信	海 事	採 治 鉱 金	そ の 他 工 業	
6	産 業	産 業 総 記	農 林 業	水 産 業	商 業		交 通 信				
7	芸 生 術 活	芸 術 総 記	絵 画 彫 刻	写 真 工 芸	音 楽 舞 踊	演 劇 映 画	体 育 ス ポ ー ツ	諸 芸 娯 楽	家 事		コ ミ ック 劇 画
8	語 学	語 学 総 記	日 本 語	英 (米) 語		ド イ ツ 語	フ ラ ン ス 語		外 國 語		
9	文 学	文 学 総 記	日 本 学 記 文 総 記	日 本 学 記 文 詩 歌	日 本 学 記 文 小 説		日 本 文 学 論 筆 随 筆 そ の 他		外 文 小 説	外 文 学 其 他	

以上の4つの構成グループを実例とともに図示したものが第1図であ

る。(第1図参照)

第1図 図書コードの構成とその実例



(例1)

みんなの図書館入門 用語篇 図書館問題研究会用語委員会編著
図書新聞発行

ISBN4-88611-005-3 C1200 ¥980E

(例2)

文庫へのみち 郷土の文学記念館 小田切進著
東京新聞出版局発行

ISBN4-8083-0070-2 C0095 ¥1400E

注：チェック数字の計算例

チェック数字は、11を倍数とし、10から2までの数字をウェイトとして用い計算する。チェック数字が10になる場合には、例外として10の代わりにX(英字)を用いる。始めの9桁のそれぞれに10から2までの数字をかけた積の合計に、チェック用の数字を加えたものが、11で割り切れなければならない。

<例2による計算例>

	国別記号	出版者記号				書名記号				チェック数字
ISBN	4	8	0	8	3	0	0	7	0	2
ウェイト	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	40	72	0	56	18	0	0	21	0	2
		+		+		+		+		+
										計 209

209は11で割り切れるからこのISBNは正しい

このような構造の図書コードの表示方法についての規程は、「利用の手引き」に、表示位置(奥付、標題紙の裏、表紙、箱、カバー・ジャケット、帯など)、表示文字(OCR-Bフォント)、文字の種類(数字10種、

英字記号9種)、表示の寸法などが、まさに微に入り細に入り丁寧に説明が施されている。

出版業界の対応と現状

日本図書コード管理委員会は、昭和55年3月10日に当コードを採用することを前提とした書協会員外出版社を対象とした説明会を行ったが、この直後から疑義・批判意見が各所で活発に展開されるようになった。この時点での管理委員会の予定とするところでは、同年4月から12月までを採用テスト、システム化案の作成、コンセンサスを図るなどの試行検討期間とし、56年1月1日から本格的実施と設定していた模様であったが、短期間に急対応を求める事柄であるだけに業界内の反発は強かった。反対活動の中心で新泉社、現代書館、第三書館など中小出版社80余社から構成される出版流通対策協議会は、いち早く3月15日に「本の背番号の強行に反対する」と題する声明を發表し、続いて7項目から成る「問題点は何か」と題する問題点を提起した。

この流通対策協議会の指摘した点は、その後の批判意見の中で原型もしくは論理を発展した形で多く見られる。そこで要旨を次に紹介する。³⁾

- ① 図書コード管理委員会の成立に疑義がある。
- ② 図書コード採用がもたらす弊害（出版者の経費の増大など）についての認識にかける。
- ③ 法的な強制力はないとしながらも、実施計画は強権的であり、表示のない本は流通させないことをねらっている以上、法的規制以上の強制力がある。
- ④ 出版物の取引をすべてコールナンバーだけで行なうことによって読者には不便を強制し、書店では本の“商品化の推進とコード⇄書名の転換に忙殺されることになる。
- ⑤ 本の総背番号制と情報の一元化がもたらすものは、取次店の小売店

完全管理にほかならず、経営上の全情報が把握されてしまう。

- ⑥ 全出版物にコード表示を義務化し、従わない者に一方的に背番号をふり当てるのは出版情報統制に他ならない。
- ⑦ コード管理委員会の成立運営に関する経費を公開すべきである。

上記の流通対策協議会は、その後井上ひさし、小田実、千田是也、野間宏、松浦総三、武谷三男、星野芳郎等の諸氏を呼びかけ人として「図書コードの問題を考える会」を結成し、文化人、一般市民（読者）、関連業界労働者などを加え、公開討論会を開催したり、機関紙「反図書コード通信」を発行など粘り強い反対運動を展開している。この第2回公開討論会において、青山学院大学教授清水英文氏もまた図書コードの問題点として⁴⁾①導入決定までの過程が秘密裡に行なわれた。②中小出版社の意志を軽視ないし無視している。③導入に必要な機器や既存システムの変更に厩大な経費を要する。④少部数出版や単品注文の切り捨てにつながる。⑤読者のプライバシーの侵害の危険性がある。⑥大手取次の独占的市場支配を強化することになる。⑦集中管理された情報が、他の行政指導等と組み合わせられて、情報の国家管理を許す危険があるなど、前述の流通対策協議会の提起した問題点とほぼ同様もしくは若干具体化した指摘をしている。こうした批判は、西谷能雄、高橋昇、紀田順一郎、北川明、小林一博、神泉清、小汀良久等の諸氏の指摘する点ともほぼ一致するところである。

これに対して日本書籍出版協会が発表した「日本図書コード」について⁵⁾の見解においては、①日本図書コードの出版者記号について、②日本図書コードの利用について、③日本図書コードの運用について、④言論出版の自由とのかかわりについて、各々反論がなされているが、大概「利用の手引き」に述べられた線にとどまるものといえる。「言論出版の自由とのかかわりについて」⁶⁾も、「出版資料情報センターは、公平な斡旋・伝達の機関であって出版界の販売・取引に関する実質的条件への関与をめざすものでないのであるから、出版業の経営方針や経営規模の大小とは無関係であ

るばかりでなく、データの処理と利用に対しては厳密なチェック・システムを設け、データの利用目的を限定するための機構上の工夫をも考えなければならぬ。」としているが、この書協見解は抽象的で説得力に欠け、意見の対立を解消するところまでは至っていない。

今後当コードの目的が十分に果され、そのメリットが生かされる為には、上述してきた問題点に関して具体的打開策とコンセンサスが図られることを要望したい。

日本図書コードは、上述してきたような批判や問題点の指摘を受け、業界内で波瀾をひき起しながらも56年1月より実施に移された。業界の対応は決して早いものとは言えないものの、表示実施出版者・表示図書は月を追うごとに着実に伸びをみせている。

表示を実施に踏み切った出版者数の状況からみてゆくと、実施直後の1月9日では130者（割当て出版者5,400者中2.4%）、5月18日では366者（同6.8%）、6月11日では408者（同7.6%）、7月13日には432者（同8%）までに至っている。またこれまで表示していなかった大手出版者である講談社が11月からの表示を公表しており、9月から年末にかけては岩波書店、旺文社、学研、角川書店、共立出版、中央公論社、徳間書店、日本放送出版社協会などが表示を始めるといわれている。また小学館も現在検討中とのことであり、56年末までに570者余（約10%台）に達する見込である。

一方表示図書の推移については、1月以降に国立国会図書館に納本された新刊書に占める割合から辿ってみると、5月18日までの分では全体の10.6%、7月13日までの分では12.4%になっている。この表示点数は、表示出版者（特に前記のような大手出版者の表示）が増えるにつれて、この割合は急激に増加すると思われる。

図書館界の反応

「図書コード 利用の手引き」によれば、当コードの導入による図書館界のメリットとして、⁵⁾ 1) 図書及び印刷カードの発注、2) 相互貸借・貸出し記録の作成、3) 総合目録の作成などが提唱されていることは前記した。

ところがこの問題に関して図書館界では、図書館雑誌(昭和55年10月号)で、「最近の I S B N ・図書コードの問題をめぐって」と題する特集で、図書コードが図書館界へ及ぼすであろう影響や出版界で論争になっている事柄が多角度から採り上げられるまでは、日本図書コード管理委員会の構成メンバーとして加わった国立国会図書館と日本図書館協会の少数関係者以外には際立った関心事にはなっていなかった。

この点については日本図書館協会理事である森崎震二氏⁷⁾が、「日本図書コードとりわけ I S B N 導入のひとつのきっかけが国立国会図書館や図書館界からの要望があったとされているにもかかわらず、マスコミに I S B N をめぐる意見の対立という形で公表されるまでは、日本図書館協会や国立国会図書館が参画していることがその職員にさえも十分に伝わっていなかった」と疑問を込めて述懐されており、さらに同氏はこの状況について、「国立国会図書館がのべた説明によると、この I S B N の申入れは、外国からの働きかけも当然あったが、日本図書館研究会の申入れを検討した結果であるということである。国立国会図書館が民間団体の申入れの趣旨を理解して、それを上まわる行動をおこすという事実は驚くべき変化であるといえよう」と述べられていることからしても、この強力な推進が一般の図書館サイドからしても、如何に先行遊離した行為に映ったかを如実に物語った例として上げられる。

この辺りの背景には、国立国会図書館が日本で刊行されたすべての出版物の法定納本制度あるいはその他の措置による資料収集とその保存、全国書誌(国内で出版された全出版物の書誌的記録)および総合目録等の編集

と刊行，外国出版物の大量収集・保存，容易な資料の入手による図書館システムとその組織化，図書館相互貸借や資料複写，出版物の交換などナショナルセンターとして大きな役割をになっているにもかかわらず，これらの任の根幹を為すともいえる国内全出版物の把握の点では現行納本制度を主とした方法では自と限界が生じており，今回のISBNを主体とする日本図書コードの採用と出版資料情報センターによる出版情報の一元的管理の構想は，アメリカなどの著作権との関係で把握するのとは異った方法での上記欠陥部分を補う策として有効なものに映ったと推測される。また日本図書館協会にあっても，国内各種図書館の総合的図書館政策を推し進めていく上で，機械化や印刷カードの積極的導入などによる図書館業務やサービスの改善や目録の標準化や相互協力体制を確立する上で，当コードの利用メリットが高いとする判断が強く働いた所以と思われる。

ところで，この図書コード管理委員会の提唱する機能を現実のものにするには，今後幾個かの課題を克服する努力が要求されることになる。出版界においてコードの表示が幅広く普及されることは当然の前提であり，図書館界も出版界同様に個々の館の機械化とそれを結ぶネットワーク網の整備が必然的前提として設定されていることは自明である。昨今図書館界においても業務の一端に小型電算機が導入される傾向は増大しているとはいえ，上記条件を満たすには程遠いと言わざるを得ない。それ故十分な体制作りと言うことでは，現在検討されている図書館事業振興法や学術情報システム等の成立を待ってのことになるろう。

こうした機器設備を含めた体制作りの面での対処の遅れは歴然としているものの，徐々に基礎が固められつつある面を見落してはならない。例えば，わが国の最新の標準目録規則である日本目録規則新版予備版（昭和52年6月）においては，成立当時に出版界で書籍コードが使用されていた事情から規則には「書籍コード，装丁，定価に関する事項」を任意の記載事項として定められていたが，昭和55年に前記のような過程を経て日本図書コード採用が決定されるやただちに検討され，同年6月に上記の事項を

「ISBN, 入手条件・価格に関する事項」としてISBN関連事項を規則に定める修正が発表された。これにより拘束力は持たないものの当規則に準拠して作成される各種目録に, ISBN関連事項を記入する根拠と目録上での普及の基盤が整備されることになった。

また, 国立国会図書館は創立以来, 収集出版物を記録する書誌として, 「納本週報(昭和30年創刊)」・「全日本出版物総目録(昭和26年創刊)」(これらは国内各図書館において選書・文献検索・国会カードの入手等のツールとして利用されている)を編纂・刊行して来たが, 昭和53年1月より同館における機械化の一環として書誌作成もコンピュータ化されることになった。これにより各出版物の書誌記録は通称 **Japan MARC** と呼ばれる機械可読目録として蓄積され, 昭和56年1月からのデータベースから前記の「納本週報」に代る「日本全国書誌 週刊版」を, 「全日本出版物総目録」に代る「日本全国書誌」をそれぞれ編纂・刊行することになった。この **Japan MARC** のレコードのひとつとして, レコードを同定する識別ブロック内にレコード識別番号や全国書誌番号(JP番号)とともにISBN番号が採用されており, 国内出版物で日本図書コードが表示されているものについては既にデータ化され始めている。従ってこの **Japan MARC** の機械検索や「日本全国書誌 週刊版」を通じての印刷カードの入手については, この番号によって書誌データを得ることが可能な体制になってきている。(第2図参照)

以上のように, 図書館界では図書コード採用に関しては火急的導入の事態に繋るものでないためか, 受益者の立場から静観されたためか, 或いは未だ情報不足のためか, 比較的平穩裡に受け皿作りが模索進行しつつある。

だが図書館界に於いて, 全く疑義なくスムーズに展開している訳でもない。例えば, 閲覧・貸出しに関して利用者のプライバシーの保全や図書館の自由を守る立場からの問題提起, コード番号のみに各種業務を依存した場合に生じると思われる問題点の指摘, 図書館員と利用者間のコンタクト

第2図 「日本全国書誌 週刊版」によるISBNの表示例

(下線は筆者記入)

私設年金計画 私の私による私のための年金 空室情報 編 東京 空室情報 1981. 5 158p 30cm 『空室情報』別冊 発売：星雲社 1200円 <u>ISBN4-7952-3801-4</u> 1. シセツ ネンキン ケイカク ㊦365 (JP81-38103)
若者の生と性 草野純英著 東京 女子パウロ会 1981. 3 136p 18cm 600円 <u>ISBN4-7896-0012-2</u> 1. ワカモノ ノ セイ ト セイ al. クサノ, スミヒ デ ㊦367.9 (JP81-38112)

が薄らぐとする意見，人的合理化を図る手段でしかないとする反対論などが上げられる。こうした意見に共通して見られるのは，当コードが機械化の前提に基づいて成立していることから，図書コードに対する直接的疑義というよりはむしろISBN採用を契機として図書館の機械化が推し進められる際に生じると思われる周辺問題を捉えた意見が多くを占めている。従ってこの意味では，ISBN採用を含めて機械化される際には，個々の図書館の書誌データや閲覧・貸出し等の記録の管理や処理方法などと絡んで改めてクローズアップされて来ることが予想される問題といえよう。

[引用文献・注]

- 1) 日本図書コード管理委員会 図書コード利用の手引き 1980 p. 1.
- 2) 青木春雄 日本図書コード導入の意味 出版ニュース 1980 10月上旬号 p. 4~7.
- 3) 資料 日本図書コード問題 出版ニュース 1980 7月下旬号 p. 4~5.
- 4) 社会的問題となった図書コード 第2回図書コードの問題を考える会集会より 新文化 1980 7月17日号。
- 5) 日本書籍出版協会 日本図書コードについての見解 出版ニュース 1980 10月上旬号 p. 33.
- 6) 前掲1)と同じ。

- 7) 森崎震二 すべての住民の資料にこたえるための I S B N の検討を 図書館雑誌
v. 74, no. 10, 1980. 10. p. 545~547.

〔参考文献〕

- 1) 出版年鑑 1972年版 出版ニュース社
- 2) 同 1973年版 同
- 3) 同 1974年版 同
- 4) 同 1975年版 同
- 5) 同 1976年版 同
- 6) 同 1977年版 同
- 7) 同 1978年版 同
- 8) 同 1979年版 同
- 9) 同 1980年版 同
- 10) 同 1981年版 同
- 11) 日本図書コード管理委員会 図書コード利用の手引き 1980. 37p.
- 12) 出版流通対策協議会・流通情報委員会編 反図書コード通信 no. 1.
図書コードの問題を考える会 1980. 10.
- 13) 同 no. 2.
同 1980. 11.
- 14) 同 no. 3.
同 1980. 12.
- 15) 同 no. 4.
同 1981. 1.
- 16) 同 no. 5.
同 1981. 3.
- 17) 同 no. 6.
同 1981. 7.
- 18) 同 号 外
同 1981. 10.
- 19) 三浦整 図書館奉仕の観点からみた最近の日本図書コード論議 図書館界 no.
180. 1981. 9. p. 137~145.
- 20) 東條文規 日本図書コードと図書館 四国学院大学論集 no. 48. 1981. 3. p.
96~110.
- 21) 情報管理研究委員会編 総合情報管理事典 1974. 583p.
- 22) 石塚栄二 I S B N と図書館の自由 図書館雑誌 v. 74, no. 10. 1980. 10. p.
542~544.

- 23) 大滝宏志 ISBN 図書館雑誌 v. 74, no. 10. 1980. p. 548~549.
- 24) 植田喜久次 ISBNと図書館網のこと 図書館雑誌 v. 74, no. 10. 1980. 10. p. 550~551.
- 25) 上田修一 Japan/MARC 検索キーとしてのISBN 図書館雑誌 v. 74, no. 10. 1980. 10. p. 552.
- 26) 青木春雄 図書コード問題と出版社の立場 図書館雑誌 v. 74, no. 10. 1980. 10. p. 554~555.
- 27) 小汀良久 ISBN問題について館界に猛省を 図書館雑誌 v. 74, no. 10. 1980. 10. p. 556~557.
- 28) ISBN, 千三百者が実施へ 出版ニュース 1980. 6上 p. 32.
- 29) 石山洋 ジャパン・マーク仕様書の概要 国立国会図書月報 no. 226. 1980. 1. p. 6~14.
- 30) 栗原均 図書館事業振興法(仮称)について 報告その6 図書館雑誌 v. 75, no. 10. 1981. 10. p. 663.
- 31) 国立国会図書館 JAPAN/MARC マニュアル 1981 61p.